

福島原発事故 東電旧経営陣の初公判

検察役「津波予見できた」

東京地裁

2011年3月の東京電力福島第1原発事故をめぐって、業務上過失致死傷罪で強制起訴された元会長の勝俣恒久被告(77)ら東電

の旧経営陣3人の初公判が30日、東京地裁(永淵健一裁判長)で開かれました。未曾有の被害をもたらした事故から6年、事故の刑事責任が初めて裁判で争われます。大津波を予見できた被告。

初公判で検察役の指定弁護士は冒頭陳述で、東電が08年に敷地高(海面から10メートル)を超える15・7メートルの津波を試算したことは「衝撃的」と強調しました。海面から20メートルの防潮堤設置などの対策を盛り込んだ検討結果も元副社長らに報告され、元会長も大津波の来襲の可能性を知ることができたと主張。「敷地を超える津波を予見できた」とし、防潮堤設置などの対策を取らなければ「事故は回避できた」と訴えました。3人は無罪を主張しました。

起訴状によると、3人は、津波の襲来で事故が発生する可能性を予見できたのに、防護措置を取る義務を怠り、漫然と運転を継続。長時間の避難を余儀なくされた双葉病院(福島県大熊町)の入院患者ら44人を死亡させたなどとしています。

↓関連⑥面

原発事故の罪償って

東電旧経営陣初公判 告訴人ら訴え

東京電力福島第1原発事故をめぐる強制起訴された旧経営陣3人の初公判後、告訴人らによる報告集会が30日夕、国会内で開かれまし

「絶対、絶対、絶対、私たちは負けるわけに

はいきません。罪を償っていただきたいと思

ん(63)は、福島県いわき市は、全国各地からの支援で公判が開け

びかけました。海渡雄一弁護士が、公判で示された証拠に

一人として裁判を傍聴した片岡輝美さん(55)は、「3人の被告は冒



東京地裁前で「原発事故の真相を明らかにしてください」と声を合わせる人たち=30日、東京都千代田区

故の責任をだれも取らない。怒りをどこにぶつけたらいいの。裁判語りました。判でちゃんと責任を明らかにしてほしい」と

- を最大15・7兆と試算
- 11年3月 東日本大震災で福島第1原発に津波。1、3、2号機で炉心溶融し、1、3、4号機が水素爆発
- 12年6月 福島原発告訴団が勝俣元会長らに対する業務上過失致死傷容疑の告訴・告発状を提出
- 13年9月 東京地検が元会長ら42人を不起訴処分
- 同年10月 告訴団が検察審査会に審査申し立て
- 14年7月 検察審査会が元会長ら3人を起訴相当と議決
- 15年1月 東京地検が再び不起訴処分
- 同年7月 検察審査会が3人を起訴すべきだと議決
- 16年2月 検察官役の指定弁護士が3人を強制起訴
- 17年6月 東京地裁で初公判

- 1991年10月 福島第1原発1号機で海水漏えい事故が発生し、非常用電源が水没
- 98年3月 7省庁が「想定される最大地震による津波も取り上げる」と手引公表
- 2002年7月 政府の地震調査研究推進本部が公表した「長期評価」で、三陸沖北部から房総沖でマグニチュード8級の地震の可能性を指摘
- 06年5月 旧原子力安全・保安院などの勉強会で、東電が敷地高を超える、高さ14mの津波で建屋が浸水し電源喪失に至る危険性を報告
- 同年9月 旧原子力安全委員会が「極めてまれな津波を考慮して設計」の新指針を決定
- 08年3月 東電が「長期評価」を使い、福島第1原発で津波の高さを全部失ったのに、事

福島第1原発をめぐる津波対策と初公判までの経緯